

工事名：新富洲原ポンプ場 No. 1 除塵機設備工事

特記仕様書

平成 29 年度

四日市市上下水道局

## 目次

(頁)

### 第1章 総則

第1節 共通事項	1
第2節 特記事項	2
第3節 提出書類	3
第4節 工場検査等	4
第5節 試運転	4
第6節 随時検査	4
第7節 環境配慮事項	5
第8節 暴力団等不当介入に関する事項	5
第9節 個人情報取扱注意事項	6
第10節 本工事の工期について	6

### 第2章 一般仕様

第1節 工事目的	7
第2節 構造概要	7
第3節 総則	7
第4節 工事概要	7
第5節 共通事項	7
第6節 電気方式	7

### 第3章 新富洲原ポンプ場機械設備

#### 第1節 機器仕様

##### 第1条 沈砂池設備

§1 No. 1 自動除塵機	9
----------------	---

#### 第2節 塗装仕様

第1条 塗装仕様	15
----------	----

#### 第3節 複合工等

第1条 鋼製加工品類	16
------------	----

第2条 基礎工	17
---------	----

第3条 配管	18
--------	----

#### 第4節 撤去工

第1条 機器	19
--------	----

第2条 鋼製加工品類	20
------------	----

第3条 基礎工	21
---------	----

第4条 配管	22
--------	----

#### 第5節 工事施工等

第1条 工事施工	23
----------	----

第2条 工事範囲	23
----------	----

第3条 位置の決定	23
-----------	----

第4条 特記事項	23
----------	----

#### 第4章 新富洲原ポンプ場電気設備

##### 第1節 機器仕様

###### 第1条 運転操作設備

§ 1 沈砂池補助継電器盤 (R Y - 2) -----25

§ 2 N o . 1 ~ 3 除塵機操作盤 (L C B - 4) -----25

##### 第2節 工事仕様

第1条 工事仕様 -----25

第2条 施工条件 -----25

第3条 位置の決定 -----26

第4条 施工範囲 -----26

第5条 特記事項 -----26

## 第1章 総則

### 第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等により施工する。
2. 施工は、特記仕様書による他、地方共同法人 日本下水道事業団 設備工事一般仕様書に準ずることとする。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。
3. 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が 5 百万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。  
受注時は、契約後 10 日以内とする。  
完成時は、工事完成後 10 日以内とする。  
登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。
5. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
6. 隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。
7. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本局の指示に従うものとする。
8. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
9. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。また工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧するものとする。
10. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
11. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。

- 1 2. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ実施しなければならない。
- 1 3. 受注者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることが証明ができるものを添付）を提出し本局の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。
- 1 4. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等が必要に応じて付さなければならない。工事着手時から工期末に 14 日以上加えた期間とする。
- 1 5. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
- 1 6. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。
- 1 7. 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

## 第 2 節 特記事項

1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本局の承諾を得るものとする。
  - ・既存機器の状況を把握すること。
  - ・既存設備の部分更新であるため、既存設備との整合性や制御方法について十分に注意すること。
  - ・引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。
2. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
3. 本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
4. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に

書かれた数値が相違する場合、受注者は本局に確認し、指示を受けなければならない。

5. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すこと。
6. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

### 第3節 提出書類

1. 承諾申請図書 2部

2. 工事写真 2部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

撮影用具は、原則としてデジタルカメラを用い、印刷時に施工の状況や黒板等の文字が十分に判別できる程度の解像度で撮影すること。写真は、カラープリンタによりA4用紙に横構図で3枚が収まる程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出すること。

3. 工事打合せ簿 1部

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

4. 完成図書

#### (1) 内容

一般図（全体平面図） CADデータを含む

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図 CADデータを含む

検査試験成績書

取扱説明書（保全に関する資料を含む）

設計計算書

官公署等への届出（写し）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

受注者名（商号または名称のみとする）

## (2) 作成要領

A4 判製本（折込） 2部

黒厚表紙（金文字）

A4 判製本（縮小版） 2部

縮小版の範囲は、完成図書と同等の内容とする。

電子ファイル（CD等） 2部 厚さ10mm程度のケースで提出

（A4判製本・電子ファイルの内容については本局の指示による。また、部数については打合せにより決定したものを最優先とする。）

ただし、完成検査時は、A4判製本（折込）の黒厚表紙（金文字）はパイプ式ファイル等で作成し、認定後にすみやかに提出としてもよい。また、同様にA4判製本（縮小版）及び電子ファイル（CD等）についても、認定後にすみやかに提出としてもよい。

## 第4節 工場検査等

本局が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本局立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

本局による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に本局が指示した場合は省略することができる。）

## 第5節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、本局が承諾したものは、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水、薬品等は、事前連絡のうえ、本局が承諾した場合、本市設備からの供給としてもよい。

（特に本局が指示した場合は省略することができる。）

## 第6節 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完

成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

#### 第7節 環境配慮事項（該当する事項のみとする）

1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
4. 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

#### 第8節 暴力団等不当介入に関する事項

##### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

##### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。



## 第9節 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

## 第10節 本工事の工期について

本工事は、平成29年度、平成30年度の債務負担行為である。平成29年度においては、機器の製作を行うものとする。

## 第2章 一般仕様

### 第1節 工事目的

本工事は、新富洲原ポンプ場に設置してあるNo.1自動除塵機の撤去、更新およびNo.1自動除塵機の更新に伴う既設電気設備の改造を行うものである。

### 第2節 構造概要

本工事で設置する機器の構造は、次章に記載するとおりとする。

### 第3節 総則

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書及び参考図等により施工する。

なお、本仕様書に記載されない仕様等については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書（最新版）」および「電気設備工事一般仕様書（最新版）」によるものとする。なお、打合せ等によって決定した事項が最優先するものとする。

### 第4節 工事概要

本工事は、自動除塵機およびその他の機器に係る機械設備工事および電気設備工事を施工するもので、詳細は、本特記仕様書及び参考図等によるものとする。

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付を行うものとする。

### 第5節 共通事項

#### 1. 一般事項

規格、基準等の主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本工業規格（JIS）
- (3) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (4) その他関連法令、条例及び規格、及び事業団発刊基準類

### 第6節 電気方式

1. 使用回路電気方式（電圧は公称電圧を示す）

動力回路：交流3 相3 線式 200V 60Hz

原則として、上記の回路方式とするが、その他特に必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。

2. 単位

基本単位、誘導単位及び補助計量単位は計量法によることを標準とする。

3. 使用状態

1 標高 300m以下

2 周囲温度 最高40℃

3 その他

製作に当たっては、現地を充分調査し適切に対応するものとする。

### 第3章 新富洲原ポンプ場機械設備

#### 第1節 機器仕様

##### 第1条 沈砂池設備

###### §1 No.1自動除塵機

###### 1. 使用目的

流入した下水中の比較的細かい浮遊物を阻止しかき揚げるのを目的とするものである。

###### 2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	背面降下前面かき揚げ形	
(2) 池寸法	水路幅 5,500mm×深さ 12,200mm	
(3) スクリーン	目幅 70mm×取付角度 75°	維持管理用の開閉部を設ける。
(4) 速度	かき揚げ 3.0m/min	
(5) レーキ幅	約 5,000mm	
(6) 駆動装置	3φ×3.7kW×200V×60Hz	
(7) 数量	1台	

###### 3. 構造概要

本体フレーム、駆動装置、レーキ、チェーン、軸、スプロケットホイール、スクリーンよりなるもので、流入した下水中の浮遊物を阻止し、連続的にレーキにて掻き揚げ、搬出コンベヤ上に排出するものである。

###### 4. 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は、十分な安全率をとるものとする。
- (2) チェーンの強度は、全負荷荷重が片側に掛かったものとして計算する。
- (3) 装置各部の強度は十分であっても、腐食及び摩耗のおそれがある部分は肉厚を考慮する。
- (4) レーキ速度は、約 3m/min とする。
- (5) 下部スプロケットホイールは設けないものとし、ガイド溝を設ける。

###### 5. 各部の構造

各部の構造は次による。

###### (1) 駆動装置

- 1) 駆動装置は電動機直結サイクロ減速機または遊星歯車減速機等(ブレーキ

及び整流器付属)を使用し、駆動軸への伝動は直結又はローラチェーン掛で行うこと。

- 2) 駆動装置用減速機は周囲に点検台を設けること。
- 3) 駆動装置据付部には伝動用ローラチェーンの緊張用として、スライド出来るベースを設けること。また、ローラチェーンにはオフセットリンク（2リンク分）を取りつける。
- 4) 減速機部及びチェーン、露出部にはステンレス鋼板製のカバーを取付け、自然換気を考慮すること。
- 5) 駆動装置の出力軸側スプロケットホイールは、鋳鋼、ダクタイル鋳鉄又は機械構造用炭素鋼とし、従動軸側はダクタイル鋳鉄または鋳鋼とし、いずれも歯は精度の高い機械切りで歯数は出力側で最小 17 枚、従動軸側はそれ以上とし、歯面には熱処理を施した耐摩耗性に優れたものとする。

減速機が油潤滑の場合、減速機排油弁には、ビニルホース等の接続が可能な短管を取付け、常時はキャップ止めとしておく。

## (2) フレーム

- 1) フレームは形鋼および鋼板製（厚 9 mm 以上）とし、溶接及びボルトで強固に組立、溶接歪、曲り等のない構造とする。
- 2) サイドフレームには、かき揚げ用レーキのガイドレールを設け、しさのかき揚げ、排出が支障なく行われるよう構造的に十分考慮し製作すること。
- 3) フレームに付けるレーキガイドレール（厚 9 mm 以上）は、レーキに取付けたガイドローラが転動するガイド溝を設けたもので、サイドフレーム壁部に設置するものとする。レーキガイドは、かき揚げ側及び戻り側に設ける。
- 4) フレーム上端部には、かき揚げ用チェーンの緊張装置として、スクリュテークアップを設けるものとする。スクリュテークアップは主軸軸受を摺動して調整するものとし、テークアップ用のねじは台形ねじとする。おねじはステンレス鋼（SUS304）めねじは青銅製のものとする。
- 5) レーキガイドには、しさが付着しないよう十分考慮するものとする。
- 6) シュートの清掃が容易に行えるよう、必要な場合には掃除口を設け、作業台を取り付ける。

## (3) シュート、エプロン

- 1) レーキにてかき揚げたしさは、スクリーン上端からしさの落下位置までエプロンにて途中、落下停滞することなく、効率よく搬出できる構造とすること。
- 2) エプロンは、ステンレス鋼板（厚 9 mm 以上）製で裏面に必要に応じて形鋼製支持材を設け、歪のないものでフレームに強固に取付けるものとする。
- 3) シュート内にしさが付着しないよう、各リブには 60° 以上の傾斜板を取り

付ける。

- (4) かき揚げ用チェーン、スプロケットホイール
  - 1) かき揚げ用チェーンは、ブシュドローラチェーン、又はブシュドチェーンとする。チェーンの強度は全負荷荷重が片側に掛けられた場合にも安全なものとし、保障（最低）破断強度は 226kN 以上でプレート、ローラ、ピンともステンレス鋼製としピッチは 152.4mm とする。
  - 2) かき揚げ用チェーンには、レーキ取付け用アタッチメントを組み込む。
  - 3) スプロケットホイールは耐摩耗性の高いステンレス鋳鋼又はダクタイル鋳鉄製（歯面ステンレス製）とし歯数は 11 枚以上とすること。
- (5) 軸

主軸は機械構造用炭素鋼（S35C 以上）の 1 本物とし、十分な強度を有し、スプロケットホイールと軸はキーにて固定し、軸と軸受はスラストによって移動しないように強固に固定すること。
- (6) レーキ、ワイパー
  - 1) レーキは、チェーンの全長にはほぼ等間隔（約 3.0m 又はそれ以下）に取付ける。
  - 2) レーキの先端には、バースクリーンのピッチに適合した爪を切り、効率良くしさをかき取るとともに、レーキが反転してしさを落とす時は、ワイパーを併用して確実にしさを落とす構造とすること。なお、レーキの噛込み寸法は微調整できるようにすること。
  - 3) レーキは、特に堅固な構造とし、かき取ったしさがこぼれないような構造とすること。
  - 4) レーキには、両端にガイドローラを設け、水路両壁に設けたフレームのガイドレールに沿って円滑に移動する構造とすること。
  - 5) レーキのガイドローラは、鋳鉄、ダクタイル鋳鉄、ステンレスまたは樹脂製とし、回転部には長さを十分にとった青銅製ブシュ等をはめ込むこと。（ただし樹脂製の場合は不要とする）
  - 6) ローラピンは、ステンレス鋼（SUS304）製とし、ローラピン用ナットにはステンレス鋼（SUS304）製の回り止めピンを入れること。
  - 7) ワイパーは円滑に作動して種々雑多なしさの排除が確実に行え、かつ長期の使用に十分耐える丈夫なものであること。また、ワイパーは逆回転により支障のない構造とする。
- (7) 細目スクリーン
  - 1) スクリーンは、平鋼（FB75×9 以上）を完全に歪みを取り除いてから平鋼が等間隔になるよう、スペーサを挟み両ねじの通しボルトにて締め付け組み立てること。

- 2) スクリーンは支持用形鋼にボルトにて取り付けること。
- 3) スクリーンの一部を維持管理用に人が通行できるよう開閉機構を設けること。開閉部寸法は高 1.5m×幅 0.6m程度を確保すること。開閉部スクリーンはレーキによるかき揚げ動作に耐えうる強固な構造とすること。  
(池排水ポンプの出し入れを行うことを目的とするため、スクリーン以外に開口部を設けることも可能とする。)

(8) 給油装置

- 1) かき揚げ装置各部の軸受には、給油配管をすること。
- 2) 給油方式は、原則として集中給油方式とし、給油は手動グリースポンプによるもので、必要数量の分配弁を設ける。グリースガンによる場合は、給油しやすい位置にグリースニップルを設けること。なお、給油口から各軸受までの配管は、分配弁の 1 次側をステンレス管 (SUS304 Sch40)、2 次側は、水中部ステンレス管 (SUS304)、その他は被覆銅管 (CuT) 及び耐圧ゴムホースとする。
- 3) 配管は、必要箇所を堅固に支持固定し、支持材を防食処理する。テークアップ等移動する軸受にはできる限りフレキシブル管を使用すること。

(9) 補助スクリーン

- 1) スクリーン下部は、レーキ通過のための開口があり、これをカバーするために除塵機下部に補助スクリーンを設けるものとする。
- 2) 除塵機停止時には、しさの通り抜けが無いように、スクリーンと補助スクリーンにレーキがかみ合う一定位置でレーキが停止するよう、レーキ停止位置リミットスイッチを設ける。
- 3) 補助スクリーンの構造は(7)細目スクリーンの仕様に準じる。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- |                |                            |                   |
|----------------|----------------------------|-------------------|
| (1) フレーム       | 形鋼および鋼板                    | (SUS304)          |
| (2) チェーン       |                            |                   |
| 1) 動力伝導用       | ローラチェーン                    | (特殊鋼)             |
| 2) かき揚げ用       | ブシュドローラチェーン、<br>又はブシュドチェーン | (ステンレス製)          |
| (3) スプロケットホイール |                            |                   |
| 1) 動力伝導用       | 機械構造用炭素鋼                   | (S35C 以上)         |
|                | ダクタイル鋳鉄、鋳鋼                 | (FCD600、SC450 以上) |
| 2) かき揚げ用       | ステンレス鋳鋼                    | (SCS2 以上)         |
|                | ダクタイル鋳鉄                    | (FCD600 以上)       |
|                | (歯面ステンレス鋼)                 |                   |

- |     |                             |          |                    |
|-----|-----------------------------|----------|--------------------|
| (4) | 軸                           | 機械構造用炭素鋼 | (S35C 以上又は SUS403) |
| (5) | レーキ                         | 形鋼および鋼板他 | (SUS304)           |
| (6) | スクリーン                       | 形鋼       | (SUS304)           |
| (7) | エプロン                        |          | (SUS304)           |
| (8) | シュート                        |          | (SUS304)           |
| (9) | その他接水要部（ピン、ボルト、スペーサ、通しボルト等） |          | (SUS304)           |

## 7. 保護装置

- (1) 機械的保護装置

過負荷防止用減速機内蔵トルクリミッタ

## 8. 運転・操作概要

- (1) 操作

中央	自動・手動
現場	単独（正転・停止・寸逆）
	連動

- (2) 自動運転

起動指令	タイマ
	主ポンプ運転
起動条件	搬出装置運転
	保護継電器不動作
連動機器	搬出装置

## 9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

## 10. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

## 11. 据付け

機械設備工事一般仕様書によるほか次の点に留意すること。

- (1) フレームおよびスクリーンは、指定された取付け角度に正確に据え付けること。
- (2) フレームは、水路底部及び床面コンクリートスラブにそれぞれアンカーボルトにて強固に固定すること。
- (3) フレームとスクリーンの据付けは相対的な位置を十分考慮し、かき揚げ時レーキとスクリーンの噛合いに支障のないよう十分注意すること。
- (4) 据付け後、分解点検が容易に出来るよう据付け時に考慮すること。
- (5) 隣接するスラブは、しさが付着しないよう傾斜板あるいはモルタル仕上げを行う。



- (6) 接水部両サイドフレーム前面には、水流のよどみを防止するため傾斜板を取り付ける。

## 12. 他工事との区分

### (1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する各機器の、アンカーボルト用穴明りおよびその復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付部、水路底仕上用モルタルとアンカーボルト埋込み、埋込み用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

### (2) 電気設備工事との区分

除塵機更新に伴う電気設備工事は本工事に含む。

## 13. 標準付属品

- |  |     |
|--|-----|
| (1) アンカーボルト                              | 1 式 |
| (2) 照明器具 (防水形、ガード付)<br>(本体上部用、スクリーン前面部用) | 2 個 |

## 14. その他付属品

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) レーキ (アタッチメント共) | 1 組 |
| (2) レーキガイドローラ      | 2 組 |
| (3) 油脂類 グリース 16 kg | 1 缶 |
| ギャオイル (必要な場合) 20L  | 1 缶 |
| (4) 照明灯 (防水形)      | 2 個 |
| (5) レーキ (爪のみ)      | 1 組 |

※ 各その他付属品には、「四日市市上下水道局」と表示をすること。

## 第2節 塗装仕様

### 第1条 塗装仕様

1. 第1節に記載の機器の塗装は特記のない限り下記による。

(1) 素地調整

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書（最新版）第2章第4節塗装によるものとする。

(2) 水中部及び接水部

同上とする。

(3) 水上部

同上とする。

(4) ステンレス部

原則として無塗装とする。

### 第3節 複合工等

#### 第1条 鋼製加工品類

##### 1 鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	材 質	数 量	備 考
1	足掛金物	沈砂池	図面による	SUS304	1式	
2	自動除塵機点検架台	〃	〃	SS400	1	
3	自動除塵機開口部架台・蓋	〃	〃	〃	1	※1

・上記について

据付用アンカーボルトを含み、その材質は各加工品の材質と同じものとする。

・上記※1について

除塵機前側のスラブ開口部に設置するグレーチング（溶融亜鉛めっき仕上げ）の蓋を含む。

##### 2 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

##### 3 特記事項

(1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

(2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

(3) 塗装は次のとおりとする。

・材質 SUS304 原則として無塗装

・材質 SS400 溶融亜鉛めっき仕上げ

## 第2条 基礎工

### 1 基礎工仕様及び施工範囲

No.	名 称	設置場所	主 寸 法	数 量	備 考 (防食塗装、防水等)
1	自動除塵機基礎	沈砂池		1 式	
2	自動除塵機開口部架台基礎	〃		1 式	

- ・各機械基礎のモルタル仕上げは本工事とする。

### 2 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

### 3 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

### 第3条 配管

#### 1 配管仕様及び施工範囲

No.	配管名	材質	口径 (A・φ)	施工範囲 (～)	備考 (配管被覆等)
1	散水管	SUS	65A	既設取合点～散水先	

#### 2 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

#### 3 特記事項

- (1) 弁類等はステンレス製とする。
- (2) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (3) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

## 第4節 撤去工

### 第1条 機 器

#### 1 機器仕様及び撤去範囲

No.	名 称	仕 様	設置場所	数量	備 考
1	No.1 自動除塵機	ダブルチェーン式前面かき揚げ形 水路幅 5.5m×水路高 12.2m×目幅 50mm×75° ×3.7kW	沈砂池	1台	

#### 2 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

#### 3 特記事項

(1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

(2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

## 第2条 鋼製加工品類

### 1 鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	材 質	数 量	備 考
1	自動除塵機点検架台	沈砂池	図面による	SS400	1	
2	自動除塵機開口部架台・蓋	〃	〃	〃	1	※1

・上記※1について

除塵機前側スラブ開口部のグレーチングの蓋を含む。

### 2 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

### 3 特記事項

(1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

(2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

### 第3条 基礎工

#### 1 基礎工仕様及び施工範囲

No.	名 称	設置場所	主 寸 法	数 量	備 考 (防食塗装、防水等)
1	自動除塵機基礎	沈砂池		1 式	
2	自動除塵機開口部架台基礎	〃		1 式	

#### 2 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

#### 3 特記事項

(1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

(2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。



## 第4条 配管

### 1 配管仕様及び撤去範囲

No.	配管名	材質	口径 (A・φ)	施工範囲 (～)	備考 (配管被覆等)
1	散水管	SGPW	65A	既設取合点～散水先	

### 2 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

### 3 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

## 第5節 工事施工等

### 第1条 工事施工

- (1) 工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、現地の把握に努めると共に他工事等とも協力し、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の上、所定の配線配管工事を行うものとする。
- (2) 工事施工にあたっては、機械的、電氣的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なように施工するものとする。
- (3) 本工事に必要とする仮設設備・仮設工事は本工事の範囲とする。
- (4) 本工事施工後のポンプ場の清掃を行うこと。
- (5) 本工事を施工するために必要な建設機械その他機器の搬出入は、本工事の範囲とする。
- (6) 本仕様書等で明らかでない部分は、打ち合わせによるものとする。

### 第2条 工事範囲

1. 既設機器等の撤去
2. 機器の製作・据付
3. 複合工等工事他
4. 検査・試験
5. 試運転・調整
6. その他必要事項

### 第3条 位置の決定

機器の据付け及び配管経路の詳細な位置の決定については打ち合わせの上、承諾図にて決定する。

### 第4条 特記事項

- (1) 本工事は稼働中のポンプ場での施工であるため、機器据付、配線配管工事、その他関連工事の施工にあたっては現場運転員等と調整し、ポンプ場の運転に支障を来さないよう対策を十分考慮したものとすること。また、現場施工の工程も十分考慮したものとすること。
- (2) 接水部、水中部において異種金属間の接続となる箇所がある場合は、絶縁ボルト

等を使用し、異種金属間の腐食対策を行うものとする。

- (3) 機器は、製作後、現場搬入時まで受注者の責任において保管すること。
- (4) 工事施工に伴う発生品は、適正に処分すること。
- (5) 工事施工に伴い公道等を使用する必要がある場合は、関係各署との調整及び適切な手続きを取り、十分な安全配慮を行うこと。
- (6) 別途発注の関連工事が同時期に並行して施工される予定がある場合は、当該工事の請負業者間における工程管理、安全管理、周辺環境対策等の連絡、調整等を目的とした安全協議会を設置すること等により、連絡、調全体制を確立し、請負業者が相互に協力し、安全かつ効率的な施工ができるように配慮すること。
- (7) 機器の現場搬入等に伴う大型車両等による公道等の使用は、別途発注の関連工事における請負業者が相互に協力・調整し、公道等の使用を最低限に抑えるように配慮すること。

## 第4章 新富洲原ポンプ場電気設備

### 第1節 機器仕様

#### 第1条 運転操作設備

##### §1 沈砂池補助継電器盤（RY-2）

###### 機能増設

###### ア. 盤内取付用品

- |             |    |
|-------------|----|
| 1) 補助リレー    | 1式 |
| 2) その他必要なもの | 1式 |

###### イ. 機能増設内容

機械更新（No. 1 除塵機）に伴い、

- 1) 『シャーピン断』の検知を止める。
- 2) 除塵機の停止操作時は『原点』検知を以って停止させる。

##### §2 No. 1～3 除塵機操作盤（LCB-4）

###### 機能増設

###### ア. 盤面取付用品

- |             |    |
|-------------|----|
| 1) 状態故障表示器  | 1式 |
| 2) その他必要なもの | 1式 |

###### イ. 機能増設内容

機械更新（No. 1 除塵機）に伴い、既設故障表示窓を次のとおり変更する。

- 1) 『シャーピン断』から『予備（無記入）』へ変更とする。
- 2) 『予備（無記入）』から『原点位置』へ変更する。

### 第2節 工事仕様

#### 第1条 工事仕様

1. 工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、既設の把握に努め、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の上所定の配線配管工事を行うものとする。
2. ポンプ場の運営に支障を来たすことなく、効率よく作業を進めるとともに、やむをえず停電作業及び断線作業を行うときは、事前に監督員に連絡すること。またポンプ場の状況を把握し作業時間等の調整を密に行うこと。

#### 第2条 施工条件

1. 機器の据付け及び配線等は、電氣的、機械的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なよう施工すること。機器製作に関しては、十分に打ち合せ協議のうえ機器製作し、現地据付時に支障の無いこと。また、詳細な位置の決定は、十分検討した上で施工図を作成し、承諾を得てから施工すること。本仕様書等で明らかでない部分は、打ち合わせによるものとする。
2. ポンプ場運転員と十分に打ち合わせを行いポンプ場の維持管理に支障をきたさぬよう配慮すること。
3. 工事完成後に運転員を対象に取扱説明会を実施すること。

### 第3条 位置の決定

機器の据付等の詳細な位置の決定については打合せの上、承諾図にて決定する。

### 第4条 施工範囲

1. 施工範囲
  - 1) 盤間の動力、制御、計装ケーブル配線、配管工事
  - 2) 各動力負荷への動力及び制御ケーブル配線、配管工事
  - 3) 試運転調整
  - 4) 本工事施工後のポンプ場（施工箇所）清掃一式
  - 5) その他必要な諸工事
2. 運転操作設備工事
  - 1) 配管、配線工事
  - 2) その他必要な工事

### 第5条 特記事項

- (1) 施工にあたり、既存の施設機能を一時期停止することは可能である。  
但し、詳細な停止期間および時期に関しては、施工計画書を提出の上、監督員と十分協議をおこない決定すること。
- (2) 既設開口が利用できない場合は、既存の壁及び床に対してはつり工事をおこなうが、極力既存の鉄筋を切断しないように努めること。  
既存鉄筋を切断した場合は、必要に応じ開口補強を施すこと。
- (3) 防火区画を貫通する場合は防火区画貫通部処理を施すこと。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

- 3 乙は、第 6 の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第 1 0 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第 1 1 乙は、条例第 44 条、第 45 条、第 47 条及び第 48 条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第 1 2 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第 1 3 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 1 4 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。